



島根県報

平成18年 7月11日 (火)
第 1,793 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課) 1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課) 2
青少年に観覧させてはならない興行	(青 少 年 家 庭 課) 2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課) 3
保安林予定森林	(森 林 整 備 課) 4
公 告	
島根県木質バイオマスエネルギー導入検討業務委託に係る業務委託者の決定のための提案競技の実施	(土 地 資 源 対 策 課) 4
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課) 6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (3 件)	(環 境 生 活 総 務 課) 7
基本測量の実施	(用 地 対 策 課) 9
都市計画変更の図書の縦覧	(下 水 道 推 進 課) 9
特定調達公告	
マイクロX線CTシステムの調達に係る一般競争入札の実施	(産 業 振 興 課) 9
教委公告	
県立学校教育用コンピュータ等機器賃貸借に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課) 11
正 誤	
平成18年 5月26日付け島根県報第1,780号中	(河 川 課) 13

告 示

島根県告示第744号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成18年 7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人社団 水澄み会	訪問看護	ナースステーションほほえみ	浜田市久代町1-7	平成18年 7月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第745号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 自然生活	マイケアプラン居宅介護支援事業所	出雲市口宇賀町393番地	平成18年7月7日

島根県告示第746号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第13条第1項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成18年7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種類	題 名	配給会社名	指定の理由
10820	映画	人妻学芸員 図書室の痴態で...	新日本映像	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10821	映画	和服近親レズ 義理母と襦袢娘	新日本映像	
10822	映画	四十路の奥さん 痴漢に濡れて	オーピー映画	
10823	映画	全身と小指	ニュー・メディア・ジェネレーション	
10824	映画	乱姦調教 牝犬たちの肉宴	オーピー映画	
10825	映画	新日本映像ニュース 人妻学芸員 図書室の痴態で...	新日本映像	
10826	映画	新日本映像ニュース 和服近親レズ 義理母と襦袢娘	新日本映像	
10827	映画	マルキ・ド・サドの調教哲学	ニューセレクト	
10828	映画	桃色仁義 姉御の白い肌	オーピー映画	
10829	映画	裸の三姉妹淫行	新東宝映画	
10830	映画	先生の奥さん したがり未亡人	新日本映像	
10831	映画	愛より強く	エイベックス・エンタテインメント	
10832	映画	萌えメイド 未成熟なご奉仕	オーピー映画	
10833	映画	熟妻交尾 下心のある老人	新日本映像	
10834	映画	新日本映像ニュース 先生の奥さん したがり未亡人	新日本映像	
10835	映画	新日本映像ニュース 熟妻交尾 下心のある老人	新日本映像	

10836	映画	ジョルジュ・バタイユ ママン	アットエンタテイメント
10837	映画	弁護士の秘書 奥出しでイカせて	オーピー映画
10838	映画	母娘㊟レシピ 抜かず喰い	オーピー映画
10839	映画	ティント・プラスの白日夢	ニューセレクト
10840	映画	淫絶!人妻をやる	新東宝映画
10841	映画	昭和の女 団地に棲む人妻たち	新日本映像
10842	映画	俺たちの絆	オーピー映画
10843	映画	新日本映像ニュース 昭和の女 団地に棲む人妻たち	新日本映像
10844	映画	絶倫絶女	新東宝映画
10845	映画	人妻痴女ONANIE ノーパン便所	新日本映像
10846	映画	春画夫婦の密かな愉しみ	新日本映像
10847	映画	新日本映像ニュース 人妻痴女ONANIE ノーパン便所	新日本映像
10848	映画	新日本映像ニュース 春画夫婦の密かな愉しみ	新日本映像
10849	映画	混浴温泉 湯煙で艶あそび	オーピー映画
10850	映画	欲望の尼寺 煩悩みだれ観音	オーピー映画
10851	映画	痴漢電車 秘貝いたずら指技	オーピー映画
10852	映画	愛妻日記	アルチンボルド
10853	映画	ホワイトルーム	アルチンボルド
10854	映画	熟母・娘 乱交	新東宝映画
10855	映画	ソースの小壘	アルチンボルド
10856	映画	童心	アルチンボルド
10857	映画	熟女・人妻狩り	新東宝映画
10858	映画	饗宴	アルチンボルド
10859	映画	煙が目にしみる	アルチンボルド
10860	映画	西瓜	プレノンアッシュ
10861	映画	四十路寮母 男の夜這い床	新日本映像
10862	映画	妻失格 濡れたW不倫	オーピー映画
10863	映画	親友の母 生肌の色香	オーピー映画
10864	映画	美姉妹レズ 忌中の日に...	新日本映像
10865	映画	新日本映像ニュース 四十路寮母 男の夜這い床	新日本映像
10866	映画	新日本映像ニュース 美姉妹レズ 忌中の日に...	新日本映像

島根県告示第747号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、仁多郡仁多町土地改良区の定款変更を平成18年6月30日付けで認可した。

平成18年7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第748号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町大呂753
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

島根県木質バイオマスエネルギー導入検討業務委託に係る業務委託者について、提案競技により選定のうえ特定するので、次のとおり公告する。

平成18年7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 業務内容
 - (1) 事業の内容
「島根県木質バイオマスエネルギー導入検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
 - (2) 委託期間
平成18年7月27日から平成18年12月31日まで
 - (3) 委託業者
以下の規定により、提案競技を行い、業務委託予定者を選定する。
- 2 提案の内容
 - (1) 「仕様書」の要件を満たす業務の内容
 - (2) 業務のスケジュール計画
 - (3) 業務を受託する際の見積金額
 - (4) 業務の実施体制、人員組織
- 3 参加資格
提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(4)までのすべてに該当すること。
なお、共同企業体で参加する場合は、それを構成するすべての者が次の(1)から(4)までのすべてに該当すること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公告の日から、参加表明書の受領期限の日までの間に、島根県の実施する入札について、指名停止を受けていない者であること。

4 提案競技参加希望者の提出書類

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 提案競技参加申込書 1 部
- (2) 法人にあつては会社概要書 1 部
- (3) 個人にあつては経歴書 1 部
- (4) 法人登記簿謄本（法人の場合）または身分証明書（個人の場合） 1 部
- (5) 島根県税を滞納していない旨の証明書（平成18年 3 月末時点）及び未納の消費税及び地方消費税のない旨の証明書（物品の製造の請負及び売買に係る入札参加審査要綱その他県において定める入札参加資格審査要綱に基づく名簿に登載されている者は、「入札参加資格審査結果通知書」の写し） 1 部
- (6) 3 の(1)及び(2)に該当する旨の誓約書 1 部
- (7) 提案書（様式自由） 6 部
- (8) その他本業務に関連して参考資料がある場合は添付してもよい。 1 部

5 提案競技説明書等の配布期間及び場所

(1) 期間

平成18年 7月11日（火）から平成18年 7月24日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日。時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 場所

島根県地域振興部土地資源対策課

6 提出書類の提出方法、提出先、提出期間等

- (1) 提出方法 郵送又は持参による
- (2) 提出部数 4 の(1)～(6)及び(8)の書類については 1 部、4 の(7)の書類については 6 部
- (3) 提出期限 平成18年 7月24日（月）午後 5 時まで（郵送の場合は、7 月24日の正午までに必着のこと）
- (4) 提出先 〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県地域振興部土地資源対策課 地域エネルギースタッフ
電 話 0852 - 22 - 5899
F A X 0852 - 31 - 7479

7 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X による問い合わせも可とする。）。
- (2) 提出期限 平成18年 7月18日（火）午後 5 時
- (3) 質問に対する回答は、平成18年 7月20日までに文書（F A X）により、提案競技参加者に通知する。

8 委託業者の選定方法

- (1) 島根県木質バイオマスエネルギー導入検討業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い委託予定者の選定を行う。

なお、委託予定先に選定された者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託予定先とする。

- (2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア 関連業務の実績

イ 業務推進の体制

ウ 業務推進のスケジュール

- (3) 提出書類により参加資格等を審査した後、審査委員会は上記(2)の観点で書類審査会を行い、合議により業務委託予定者の選定を行う。
- (4) 審査委員会による選定の結果については、文書により通知する。
- (5) 審査経過については、一切公表しない。また、審査結果に対しての異議申立は受け付けない。

9 契約

- (1) 契約相手方
審査委員会が選定した者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- (2) 契約金額
委託予定先から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 契約条項
契約書及び仕様書による。
- (4) 前金払
必要があると認めたときは、委託料の20パーセントに相当する額の範囲内で前金払をすることができる。
- (5) 契約保証金
島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (6) 再委託の制限
委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

10 その他留意事項

- (1) 提出書類についての作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の問い合わせには原則として応じない。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 説明会は行わない。
- (5) 提出書類に記載した業務担当者は、特段の理由がない限り変更は認めない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- (7) 提案競技により決定する「業務委託予定者」との契約にあたり、業務の詳細について協議するものとする。

11 問い合わせ先

6の(4)と同じ。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひびき

3 代表者の氏名

内部 実

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市浜乃木七丁目15番19号

5 定款に記載された目的

この法人は、児童および障害者に対して、就労支援及び在宅支援に関する事業を行い、全ての人々が豊かに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 7 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 6 月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あいの会

3 代表者の氏名

野上 怜子

4 主たる事務所の所在地

島根県浜田市三隅町三隅370番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、「困った時にお互いを助け合い、安心して暮らせる、豊かで住みやすい町」の実現を目指し、地域で暮らす高齢者や障害者、子供たちに対して住宅介護や子育て支援、福祉相談等に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎 1 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条

第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年7月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まごころサービス松江センター

3 代表者の氏名

勝部 加代

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市新雑賀町3番17号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめ福祉を必要とする人に対して介護、介助、支援に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年7月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エコビレッジかきのきむら

3 代表者の氏名

井川 保

4 主たる事務所の所在地

島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木539-2

5 定款に記載された目的

この法人は、116年の歴史を持つ柿木村が合併によって吉賀町となった後も、この地域に生き続けたいと願う地域住民とここを愛する都市住民に対して、自然環境や文化や歴史を守りながらも、地域資源を活かした新たな産業の創出やそれを担う次世代の育成を行う情報収集や発信、普及啓発、調査研究、講演会や研修・イベント等の企画、コンサルティング、新産業創出へ向けての実証実験事業等を行い、人と自然が共生し、100年先も住み続けられる社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎 2 階）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 7 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

2 作業期間

平成18年 7 月20日から平成19年 3 月 6 日まで

3 作業地域

松江市

雲南市

飯石郡飯南町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年 7 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

大東都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成18年 7 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 購入物品等の名称及び数量

マイクロX線CTシステム（機器調達、設置、配線、調整等） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年12月22日

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」の入札参加資格の認定を受け、A等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領(平成13年1月23日付け会発第149号)に基づく入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県商工労働部産業振興課 担当 平山
電話 0852-22-6395
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
平成18年7月11日(火)から平成18年7月25日(火)までの間(閉庁日を除く。)、上記(1)の場所において交付する。
交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (3) 現場説明会
日時：平成18年7月26日(水)午前10時00分から
場所：島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター(テクノアークしまね内)
- (4) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所
平成18年7月11日(火)から平成18年7月25日(火)までの間(閉庁日を除く。)に上記(1)の場所に提出すること(郵送でも可)。
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (5) 入札書の受領期限
平成18年8月21日(月)午前10時30分(郵便による入札にあっては、午前10時必着)
- (6) 開札の日時及び場所
日時 平成18年8月21日(月)午前11時00分から
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階第2会議室

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Microfocus X-ray Computed Tomography System

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : 4:00a.m. 1 August, 2006

(3) Deadline for submission of tenders : 10:30a.m. 21 August, 2006

Deadline for submission of tenders by registered mail : 10:00a.m. 21 August, 2006

(4) Contact point for the notice : Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-6395

教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成18年 7月11日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

県立学校教育用コンピュータ等機器（松江養護学校外 5 校） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成18年10月 1 日から平成23年 9 月30日まで

(4) 納入期限

平成18年9月30日(土)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付する。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条に規定する入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種及び等級に登録された者であること。

ア 営業種目の大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(4)情報処理機器」のA等級

イ 営業種目の大分類「14 借入品」中分類「(4)情報処理機器」のA等級

(3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、当該物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に平成18年7月26日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札手続等

(1) 契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-5416)

(2) 入札説明書の交付方法

平成18年7月11日から平成18年7月13日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札の日時及び場所

日 時：平成18年8月3日(木)午後1時30分から

場 所：島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎 教育委員室

その他：郵便による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第 1 項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(9) その他詳細

入札説明書による。

正

誤

平成18年 5 月26日付け島根県報第1,780号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から 4	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷
	上から 5	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷
	上から 6	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷
	上から 7	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷
	上から 8	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷
	上から 9	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷
	上から10	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷
	上から11	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷
	上から12	邑智郡桜江町大字谷住郷	江津市桜江町谷住郷

